

- 一時預かり事業利用料減免に必要な書類は以下のとおりです。
- ※ 利用料の減免は、生活保護世帯又は市民税非課税世帯であることが条件となります。

① 生活保護世帯の方【全額免除】

チェック欄	必要な書類	発行される場所
◎ 【必須】	生活保護適用証明書 ※年度途中で生活保護適用でなくなった場合は、必ず申し出てください。	お住いの区の保健福祉センター

② 市民税非課税世帯の方【半額免除】

チェック欄	必要な書類	発行される場所
◎ 【必須】	【4・5月（R8.4.1～R8.5.31）利用】 令和7年度 市民税・府民税証明書 （令和6年中の所得証明書）	区役所、区役所出張所、市税事務所
	【6月以降（R8.6.1～R9.3.31）利用】 令和8年度 市民税・府民税証明書 （令和7年中の所得証明書）	

③ ②のうち、ひとり親世帯または障がい児（者）のいる世帯の方【全額免除】

チェック欄	必要な書類	発行される場所
◎ 【必須】	【4・5月（R8.4.1～R8.5.31）利用】 令和7年度 市民税・府民税証明書 （令和6年中の所得証明書）	区役所、区役所出張所、市税事務所
	【6月以降（R8.6.1～R9.3.31）利用】 令和8年度 市民税・府民税証明書 （令和7年中の所得証明書）	
◎ いずれか1つ 【必須】	【10月31日まで（R8.4.1～R8.10.31）の利用】 児童扶養手当証書のコピー （令和8年10月31日までの有効期限）	お住いの区の保健福祉センター
	【11月1日以降（R8.11.1～R9.3.31）の利用】 児童扶養手当証書のコピー （令和9年10月31日までの有効期限）	
	【10月31日まで（R8.4.1～R8.10.31）の利用】 ひとり親家庭医療証のコピー （令和8年10月31日までの有効期限）	
	【11月1日以降（R8.11.1～R9.3.31）の利用】 ひとり親家庭医療証のコピー （令和9年10月31日までの有効期限）	
	その他ひとり親世帯であることを証明できるもののコピー（例：戸籍謄本）	
	世帯員に障がい児（者）がいることを証明できるもののコピー（例：障がい者手帳等）	

※児童と生計を一にしている父母及びその以外の扶養義務者の全員が非課税であることを確認する必要があります。
全員の課税状況がわかる証明書を提出してください。

・ひとり親家庭医療証及び児童扶養手当証書は、毎年10月31日が有効期限です。11月以降も利用される場合は、新しい証明書のコピーを追加提出ください。

※ 減免に必要な書類の提出がない場合は、減免適用となりません。

※ 飲食費や延長保育料など、実費徴収される分の減免はありません。